

西毛総合運動公園施設使用料金一覧表(市民)

		区分	午前	午後	全日	夜間
陸上競技場	専用使用の場合	市民	2,100円	2,930円	5,030円	
	個人使用の場合	市民	1人1回	160円		
	定期 高校生以下	市民	1人1年	1,990円		
	定期 一般	市民	1人1年	4,110円		
プール	一般・高校生	市民	1人1回	310円		
	小・中学生	市民	1人1回	150円		
	幼児	市民	1人1回	100円		
	専用使用25メートル	市民	3,200円	4,800円	8,000円	
	専用使用50メートル	市民	6,410円	9,620円	16,030円	
	更衣用ロッカー	1台1回	1台1回	50円		
テニスコート	専用使用 1コート	市民	700円	1,040円	1,740円	
	個人使用 1人	市民	130円	180円	310円	
	定期 高校生以下	市民	1人1年	1,990円		
	定期 一般	市民	1人1年	4,110円		
野球場	入場料徴収 無 高校生以下	市民	2,100円	2,820円	4,920円	2,100円
	入場料徴収 無 一般	市民	4,110円	5,280円	9,390円	4,110円
	入場料徴収 有 高校生以下	市民	8,230円	11,710円	19,940円	8,230円
	入場料徴収 有 一般	市民	15,780円	23,520円	39,300円	15,780円
	スコアボード電気設備	市民	700円	700円	1,400円	700円
	放送設備一式	市民	700円	700円	1,400円	700円
	照明施設一式	市民	夜間使用30分につき 3,730円			
	職業	市民	82,290円	117,630円	199,920円	82,290円
少年野球場	高校生 以下	市民	930円	1,170円	2,100円	
	一般	市民	1,400円	2,100円	3,500円	

令和1年10月1日より 改定料金

- (注)1. 「入場料を徴収する場合」とは、入場料又はこれに類する金銭もしくは物品を徴収する場合を、「入場料を徴収しない場合」とは、その他の場合を言う。
 入場料を徴収する場合又は、営利宣伝の目的と認められる行事については、この表に定められる使用料の10倍の相当額を徴収する。
2. 「午前」とは、8時30分(プールにあっては9時)から12時までを、「午後」とは、12時から17時までを、「夜間」とは、18時から21時までを言う。
3. 「市民」とは、安中市内または高崎市内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。